

2016年11月18日



(続) 契約不履行時の法律上の救済方法

賠償額の予定条項

契約書の中には、違約の場合の賠償額が書いてある場合がある。契約書もあります。そうした契約書の場合は、違約した時に、賠償金額の計算について法廷に行かざりに済ますことができず。そのため法廷もこういう条項を推奨しています。

商品販売条例(Sales of Goods Ordinance)香港法律第26章)によると、

商品販売条例での解釈

者への賠償ではなく違約した人を罰するためであると判断した場合は、その条項を無視する可能性もあります。

しかし、もし違約手に約束の金額を払わない場合は、売り手も売価と市価の差額を要求することができます。逆に、買い手が売り手に約束の金額を払わないと市価の差額を要求することができます。もちろん、前提としてその商品にはマーケットがなければなりません。

立ちはだかりません。

損失の緩和

一般的には、違約された側は違約された後、自分の手は賠償として売価と市価

の差額がもらえるとされてしまい、賠償が基本的な考え方です。もし法廷がその条項

に書いてある賠償額が被害

①もしその感情が契約上非
常に重要な要素である場
合。例えば旅行会社が「こ
の貸し別荘は景色がきれい
で施設が充実していて絶対
楽しいですよ。」と宣伝し、

賠償金額の計算時点

一般的に賠償金額の計算は契約違反した時点で計算します。しかし、もし違約された人がその違約に気がついたはずの時点で賠償額を計算します。

②契約違反の結果、身体障害者となり、その障害から為を取らなかつた上にさらなる損失が生じた場合は、

特定履行とは『ある行為

回掲載します。

の実施』を請求できる契約のことです。これはお止め命令は雇用契約では不適用となります。

賠償をもらいます。例えば、CはDに400ドルで百キロのりんごを売る契約をしましたが、CはDにりんごを送付しませんでした。同じ種類と品質のりんごの市場価は450ドルです。この場合、Dは450ドル—400ドル=50ドルを賠償金としてCに要求することができます。逆に、買い手が

売り手に約束の金額を払わないと市価の差額を要求することができます。もちろん、前提としてその商品にはマーケットがなければなりません。

立ちはだかりません。

一般的には、違約された側は違約された後、自分の手は賠償として売価と市価

の差額がもらえるとされてしまい、賠償が基本的な考え方です。もし法廷がその条項

に書いてある賠償額が被害

回掲載します。

の実施』を請求できる契約のことです。これはお止め命令は雇用契約では不適用となります。

民事訴訟の時効

基本的に民事訴訟の時効は六年間です。しかし、状況により異なりますので、万が一契約違反された場合には、早めの検討が必要です。(このシリーズは月1回掲載します)

筆者紹介

ANDY CHENG
弁護士 アンディ・チエン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業。慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もあり日本語堪能でEが他の電気供給者からそれがなりません。一番よく電気を買うことを禁止されているとします。もしEがその条文を破つた、もしくは破りそうになると、FはFは



ANDY CHENG
弁護士 アンディ・チエン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業。慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もあり日本語堪能でEが他の電気供給者からそれがなりません。一番よく電気を買うことを禁止されています。もしEがその条文を破つた、もしくは破りそうになると、FはFは